

国官会第266号  
平成25年5月14日

内部部局長  
施設等機関の長  
特別の機関の長  
地方支分部局長  
外局の長  
沖縄総合事務局長  
あて

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

二（一）イ④中「10分の3」を「10分の5.5」に改める。

附則

本通知は、平成25年5月16日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。